

紹介

アメリカにおける会計制度形成の基礎

——チャットフィールド『会計思想史』の紹介——

村 瀬 儀 祐

はじめに

1. チャットフィールド理論の紹介
 - A 資産評価論の歴史
 - B 所得税法と会計
 - C 財務諸表公表制度の形成
2. アメリカにおける会計制度形成についてのコメント

はじめに

アメリカ合衆国において、体系的な会計理論に裏うちされた会計制度が形成したのは、1929年の大恐慌以後のことである。このアメリカにおける会計制度の形成と展開については、これまでに多くの研究がなされてきた。しかし、それにもかかわらず、アメリカにおいて何故、会計制度が形成したのか、その客観的意義は何であったのか、この問題について、十分明らかになっているとは言えない。この問題の究明は、会計の理論、制度、実務の会計現象全体にわたる総合的な検討を必要とする。会計の理論、制度が大きく変わろうとしている今日、会計制度そのものの形成の時点にまでもどって、会計制度の形成とその意味を検討することは、今日的な会計問題を解明するうえからも重要であると考えられる。すなわち、「もし、諸君が何ものかを理解したいと思うなら、その起源と発展を観察せよ」というリットルトン(A. C. Littleton)が好んで用いた言葉のとおり、会計制度の形成そのものの検討は、会計制度の性格と今日の会計問題を解明する糸口を与えてくれるであろう。

本稿は、アメリカにおける会計制度形成の意味をさぐるため、まず、その準備作業として、1920年代より1930年代にいたるまでのアメリカにおける会計問題を、最近出版されたチャットフィールドの『会計思想史』(Michael Chatfield, *A History of Accounting Thought*, The Dryden Press, Illinois, 1974)にもとづいて紹介し、それに若干のコメントをつけようとするものである。チャットフィールドの著書は、会計思想の占代より現代にいたるま

での発展を概観した教科書風のスタイルの本である。チャットフィールドは、会計史に対する研究が大学院などで注目を集めているにもかかわらず、その研究成果は数多くの論文、著書に分散してしまっており、会計史全体を一冊の本にまとめた概説書がない。そのため、「会計の歴史の基本的要素を1つの本にまとめ、それらの現代の会計問題への関連性を示し、そして読者に会計思想の発展についての全般的な概観を与えようと意図」して本著をあらわした、と述べている(M. Chatfield. *A History of Accounting Thought*, p. iii. 以下、本著の引用は頁数のみを記す。) 本著には、会計思想史の全体的な検討から、何らかの新しい理論命題を引き出そうとする積極的な態度はみられない。本著には、会計思想史のとりあつかいにおいて、一貫して、現代会計理論の存立の合理性を論理づけようとする姿勢がつまぬかれている。しかし、豊富な資料をもって、アメリカ会計学界の会計思想史研究の水準をそれなりに整理しており、そこで展開されている個々の歴史的事実、文献については、会計史研究の基本的な素材とも言えるものである。また、本著は、会計史の現代会計問題への関連性が問題にされているため、おのずと今世紀の会計思想の歴史の展開についての叙述に多くの頁がさかされている。したがって、アメリカにおける会計制度形成の包括的な問題点とそれについてのアメリカ会計学界の研究水準を知るうえで一定の資料的意義のある著書であると考えている。本稿では、アメリカにおける会計制度の形成過程についてのチャットフィールドの論述を、(1) 資産評価論の歴史、(2) 所得税法と会計、(3) 財務諸表公表制度の発展にわけ、重点的に紹介することにする。

1 チャットフィールド理論の紹介

A 資産評価論の歴史

まずチャットフィールドにより、1900年より1930年代までの資産評価実務と理論の状態についてみていこう。

チャットフィールドによれば、1900年を前後とする資産評価実務は、非常に多様であり、その全体的な特徴は「保守主義によって中和化された継続性コンベンション (*the going concern convention tempered by conservatism*) の不完全な適用」として理解されている。

すなわち、1900年当時のアメリカ会計においては、多様な資産評価方法が用いられ、それらは全て等しく認められていた。資産評価についての法規定の事例はまばらで、時には相互に矛盾しており、また、特定の決定がどのような範囲にわたって適用されるか、ふれること

はなかった。企業は広い範囲内で、自らの必要と目的に応じて、会計原則の形成をまかされていた。それらはおのずと、経営者の利益を擁護するために用いられ、結果として会計は、その一般的な性格において、産業ごと、地域ごとに変化するものであった、としている。

「1900年には、保守主義は、矛盾が生じた時に従うべき支配的な会計原則であった。『破産、失敗、誤謬、詐欺』の企業環境のもとで、会計専門家は、帳簿上の資産の低評価をなす傾向にあった」(p. 232)。この保守主義に付随して継続企業 (going concern) 概念も不完全な形で成立していた。この継続企業概念とは、配当支払に先だって資産の取替のための準備金を設定することだけを要請し、固定資産の再評価は継続企業の価値を反映するような変化でなければしてはならない、とするものであった。すなわち、当時の継続企業概念は、保守主義と矛盾するものではなく、ストリー (Read K. Story) も述べているように「資産評価と利益測定は、本質的に保守主義によって中和化された継続性コンベンションの不完全な適用にもとづいていた」のである (p. 232, p. 257)。

このような1900年当時の資産評価実務の状況のなかで、すでに、歴史的な原価か取替原価かいずれを資産評価の基礎として採用するかについて、最初の論争も生じた。それは、鉄道会社と州際商業委員会 (Interstate Commerce Commission) との間での鉄道料金の決定をめぐる生成した。州際商業委員会などの公益事業規制団体は、公益事業会社が、その投資額について合理的な報酬を稼得することを認めている。この合理的な報酬額は、料金基礎 (公益事業体の財産評価額) に一定のパーセントをかけることによって決定される。この場合に問題となったのが、料金基礎 (公益事業体の財産評価額) は、資産の取得原価か取替原価か、このうちのいずれの基準によって決定されるか、ということであったのである。

この公益事業の料金基礎 (財産評価額) の決定にあたって、1900年当時、鉄道会社は取得原価を採用すべしという態度を示していたが、州際商業委員会は取替原価がより適当であるとした。この問題についての最高裁の判決 (1898年) は、単に、取得原価と取替原価との「両方のタイプの原価は、もし公正な料金が設定されるものとするならば、各々の状況のもとで判断されるべきである」としか述べていない。しかし、1900年以後、物価水準が上昇しはじめると、この論争はなお続いたものの、今度は、鉄道会社と州際商業委員会との立場は逆になった。すなわち、鉄道会社は取替原価会計を採用したが、州際商業委員会は態度をあらため、今や「より保守的な歴史的な原価 (more conservative historical costs)」(p. 240) を支持するようになったのである。

第1次世界大戦後のインフレーションのなかで、資産評価問題はさらに重要なものとなっ

た。チャットフィールドによれば、この時代に固定資産の評価上げと加速減価償却が普及したとしている。

「いくつかの企業は企業における現金保持のために資本準備金 (equity reserve) の創出を好んで採用し、他の企業は加速減価償却を支持した。資産は経営者の自由裁量をもって、しばしば恣意的に評価上げされ、普通それらは公表されないか、また『再評価剰余金』のごとき勘定に貸記された。多くの企業は、価格を戦前の水準にまで引きもどすよう期待し、またそのような評価上げが臨時の価値増大を反映すると考えた。」(p. 240)

このような資産評価上げの傾向は、1929年以後になって評価下げにいきよに逆転することとなった。1929年以後、以前に再評価されていた資産価額は、当時の物価水準とくらべて不合理なものであると言われるようになってきた。水増しされた資産価額にもとづく減価償却費の計上は、「配当を宣言し、株価を維持する能力を阻害するような欠損状態に会社をおとしいれつつあった。1920年代の大規模な評価上げは、回顧すれば、インフレーションの結果としてではなく、独断的な評価下げによって修正されるような経済的不安定性が原因となっていたとみられた」(p. 241)。ファブリカント (Solomon Fabricant) の調査 (ニューヨーク証券取引所に上場している会社のうち208会社の無作為抽出法による調査) によれば、1931年には40会社が約9,600万ドルの固定資産の評価下げをなし、1931年には64会社が23,600万ドルの評価下げをなし、1933年と1934年の各年には、それぞれ6,000万ドルの評価下げをなしている。そのほとんどの会社は、時価が歴史的原価と食違っていることを理由に資産再評価をおこなっていた。国民原価会計士協会 (National Association of Cost Accountants) の質問調査では、117の回答会社のうち75パーセントが資産を評価下げしていた。1938年にアメリカ会計士協会による500会社の調査報告では、486の資産項目のうち135項目は「評価された価値、もしくは修正された価値」として示され、250項目は取得原価で示され、あとの101項目についてはいかなる評価基準も示されていなかった、と報告されている。

以上のような1900年より1930年代までの資産評価実務に対して、資産評価論の状況はいかなるものであったか。チャットフィールドは、当時の代表的な資産評価論の論者として、ディクシー (Lawrence R. Dicksee)、ハットフィールド (Henry Rand Hatfield)、ペイトン (William A. Paton)、キャンニング (Jhon Canning)、リットルトン (A. C. Littleton) をあげている。

まずディクシーをみていこう。彼の著書、『監査 (Auditing)』(1892年)は、メイ (George O. May) によって「近代会計の最初の著書」と呼ばれているものである。ディクシーの

批判は、イギリスの複会計制度にむけられた。イギリスの複会計制度においては、長期の命数をもつ資産の歴史的原価は資本的支出の勘定に記録され、決して減価償却されることはなかった。その理由は、複会計制度が会社に資産の恒久的維持を要請し、その価値は常に一定に保たれるべきとしたためである。この制度のもとでは、資産取替と修繕は直接、費用にチャージされるが、改良および付加は資本化された。ここでは、減価償却は、営業費用としてではなく、「消滅した資産価値を取替のために収益より控除すること (a holding back of revenue)」と考えられていた (p. 233)。ディクシーは、このような複会計制度が減価償却費の計上を要請していなく、また、資本費消が資産取替の割合をこえないと仮定していることに批判を集中した。ディクシーは、企業の主要な目標は経営を維持することであり、資産評価はこの事実を反映すべきである、とした。資産の価値評価にとって問題なのは、単なる、すなわち清算価格ではなく、その将来の価値 (future value) である。できるだけ正確にこれを評価するためには、資産は「継続企業」として評価されなければならない。ディクシーは、固定資産と流動資産の区別を明確におこなった。固定資産は歴史的原価マイナス減価償却によって評価されるべきであるとした。固定資産の評価は、「時間経過と陳腐化」によって生じる以外の変化を無視する。なぜなら、固定資産は、利益を含めて販売することを目的にして運用されるのではなく、使用そのものを目的として運用されるからである。しかし、流動資産は、固定資産とことなり、「企業継続性」の論理からして、純実現可能価値 (net realizable value) にて評価されなければならない。なぜなら、流動資産は売却するために運用され、また製造されるのであり、価値の変化には敏感でなければならない。したがって、流動資産の価値減少は実現した損失として計上されるべきである。この論理からすれば、当然、流動資産の評価益も実現収益として計上されなければならないが、なぜかディクシーは、この点を明確にしていない。すなわち、販売時点以前では、「そこには常に、そのような実現が実際に生じるかどうか疑問があるために、実際に稼働される時まで、予測される利益の貸記を延期することが、唯一の慎重なことである」(p. 234)、と述べているのである。

以上のディクシー資産評価論について、チャットフィールドは、これらの考え方を「革命的であった」(p. 234)としている。ディクシーは、誰よりも継続性の仮定を重要な会計概念にすることによって、資産評価の保守主義的観点より、将来の活動に依拠した資産評価の観点へ、会計専門家の注意が転換するうえでの援助をなした。さらに、ディクシーは、継続企業原則の周辺にある理論、概念の総合化のための基礎を設定した。継続企業概念は、

実現原則が1920年代のおわりに支配的となるまで、資産評価の重要な基準となった、と結んでいる。

ハットフィールドもディクシーと同様に、「正しい資産価値は、他の人々にとっての価値ではなく、事業を継続しなければならない価値である」(p. 235)とした。ハットフィールドは、三つの一般的な評価規則を提案した。それは、(1) 棚卸資産価格は継続企業の価格である、(2) 減価償却は常に計上されなければならない、(3) 保守主義は固定資産の市場価格の変動が無視されることを要請する、というものである。さらに、インフレーションが顕著になった時期の著述には、歴史的な原価をぜひとも必要なものとする姿勢はあまりみられなかった。1927年の著書、『会計、その原則と問題 (Accounting, Its Principles and Problems)』においては、経済的実質性によりよく対応するものとして、直線減価償却よりも加速減価償却を支持していた。

このような継続企業資産評価概念を展開したディクシー、ハットフィールドに対して、ペイトンの資産評価論は、チャットフィールドによって「継続性の概念を引き継いだばかりでなく、それをのりこえるものであった」(p. 235)と評価されている。ペイトンは、「この時代の最もプラグマティックな理論家」であった (p. 235)。ペイトンは、会計を「便宜と慣習的仮定 (expediency and convenient assumption)」によって制御されたものとみた。期間 (periodicity)、発生 (accrual)、一貫性 (continuity) は、その有用性にしたがって最上に判断された概念であり、その文字どおりの意味での実質性にしたがったものではない。ペイトンは、実際の原価は、単に暫定的な原価であり、会計はおおよそ判断と推測のことがらを扱うものであり、確実性を扱うものではない。価値は常に多かれ少なかれ推測のことがらであり、不安定なものである、として歴史的な原価の原則の内にある矛盾を指摘した。1918年にはペイトンは、資産を原価でよりも市価で記録することに賛成し、1922年には再度、市価の一貫した使用についての信念を確信した。「流動資産の原価は実現可能価値に関係すべきであり、完成製品の価値は販売が生じていないという事実に関係なく、実質的には販売価格である」と (p. 236)。インフレーションのうちに問題となった時、ペイトンは、合衆国における最も一貫した、そして最も雄弁な一般物価水準修正の支持者であった。

キャニングは、その著書『会計の経済学 (The Economic of Accounting)』(1929年)において、経済学より導入した概念をもって資産評価論を展開した。すなわち、資産の正当な評価は、その使用による未来の予測受入額 (the expected receipts from its use) にもとづくべきである。「実施棚卸評価は、つくり出されたファンドの指標としてほかに、いか

なる意義ももたない」とした (p. 236)。この種の「直接評価 (direct valuation)」は、将来のキャッシュフローが信頼性をもって予測されうるような資産に適用される。あらゆる資産に「直接評価」をなすことが最ものもぞましいが、しかし、「間接評価 (indirect valuation)」は、どのような推定も創出されるべきファンドについてなすことが出来ない場合には、適用されなければならない。このうちのいずれかの方法によって、資産価値における変化が利益を生み出し、将来の価値転換の信頼されうる推定ができる場合、その利益はすでに勘定に計上されるべきである、とした。このようなキャッシングの資産評価論を、チャットフィールドは、極端な考え方であるとした。そして「歴史的な原価評価の支持者は、1920年代には公正にうまく働いたと思われるシステムを示すことが出来た」(p. 236)と述べている。

リットルトンは、最も明確な歴史的な原価評価の提唱者であった。リットルトンは、取得原価が複式簿記法の発展に制約されていることを理由として、それからの根本的な離脱が、個々の資産と負債に付着しているドル額よりはるかに重要な実在勘定と名目勘定の統合を破壊するおそれがある、と考えた。会計記録は価値を記録することはできない。なぜならその性格からして、特定の価格が一時的なものであり、インフレーション期にはその意義を失ってしまうからである。物価変動それ自体、利益を発生させるものではない。例えば、原価の上昇が常により高い販売価格を導き出すとはかぎらない。物価水準の指標は、歴史的な原価よりも客観性という点では劣ったものであり、その会計記録は、「貸借対照表と損益計算書との間に絶縁のくびきを打ちこむことになろう」(p. 236)。このようにリットルトンは取得原価主義を擁護している。

以上のように、チャットフィールドは、1930年までの代表的な資産評価論者の論理を紹介している。これらの資産評価論全体をつうじて明らかになったことは、取得原価が資産評価の唯一の実行可能な基準ではないということであった。しかし、これらの資産評価論は、過去の伝統的な会計実務を変化させるにあまり大きな力をもったものではなかった。チャットフィールドは、資産評価論と実務との関係を述べて、「実務が理論に照応していないことは、今世紀の評価問題のきわだった特徴である」(p. 248)としている。チャットフィールドが、資産評価実務に直接の影響をもち、それを大きく変化させたものとして指摘するのは、所得税法である。すなわち、

「1920年代のあいだに、評価実務にめざましい変化を生み出したのは所得税法であった。組織的な減価償却も貸倒引当金も、歴史的な原価評価の広範な使用も、実現原則も、会計理論の発展によるというよりも所得税法の17回改正の条項に非常に多くのものを持って

いる。」(p. 237)

「所得税法は、企業家に対して、財務諸表の低評価の利害をもたせた。1929年までに、実現規則は『利益決定と資産評価において最も重要なコンベンション』となった。継続性の原則は清算価格を除外し、意図した使用に応じた資産評価を要請した。このことは、固定資産については歴史的な原価評価、流動資産については純実現可能価値を暗に示していた。しかし、実現規則は、固定資産と同様に流動資産をも原価で評価する理論的正当性を提供した。全体として、税法は、進歩的な理論家が闕った資産評価の保守主義的観点を強調したのである。」(p. 237)

資産評価論が、「制度化された資産評価論 (codified valuation theory)」(p. 237) としてあらわれるのは1929年以降のことである。1929年の大恐慌のなかで会計環境はいちじるしく変化した。チャットフィールドによれば、その変化とは、(1) 1930年代の初期の物価の突然の下落は、会計士の間に、誤まって導びかれた貸借対照表の価値に対する関心を呼びおこし、また経営者の間には、過去10年間の高額の歴史的な原価にもとづいた高額な減価償却チャージに対する関心を呼びおこしたこと、(2) 1930年代の期間に、会計理論を制度化し (codify)、また理論を会計士によって用いられている方法と調和させようとする試みがなされたこと、(3) 会社株式の市価は、その資産の価値におけるよりも、その収益力により大きな信頼をおくことが、広く一般に認められるようになってきたこと、この3点であるとしている。

チャットフィールドは、以上の会社環境の変化は、「会計理論における保守主義の影響を弱めた」としている(p. 238)。その理由として、第1に、貸借対照表から損益計算書に重点移行したことをあげている。すなわち、損益計算書に重点が移行したもとは、資産と同様、利益も保守的に計上されなければならない、このことは首尾一貫しないことである。低価法による棚卸資産の評価は、期間の利益を縮小するが、しかし、次の期間の利益を拡大表示してしまう。このような保守主義のあり方は、歴史的な原価に固執するより多くの理由を提供した。チャットフィールドがあげる保守主義衰退の第2のより本質的な理由は、「会計が巨大会社の経営の真实性に適用」しようとしたことである(p. 238)。「ほとんどの企業が短命の事業体であり、主要な会計責任が財産を擁護することであった時代では、受託権 (stewardship) は簿記記録の第1の動機であった。この状況のもとでは、保守主義は当然のことであり、合理的なことであった」(p. 238)。しかし、大規模な継続企業体においては、資産の利潤めあての使用がその財産としての擁護よりも重要である。経済的命数が永久的で株主が常に変化する株式会社について、適合性のある資料を提供するためには、保守主義は必要ではなく、

利益と資産価値のもっとも公正で客観的な表示を必要とする。このように、チャットフィールドは、理論面での保守主義の衰退を「受託権の報告 (stewardship report) から投資意思決定のための経済的資料の報告への転換」(p. 238) に求めている。しかし、チャットフィールドは、このような理論面での保守主義の衰退とあわせて、期間利益の計算に付随して生じてきた新しい会計問題を次のように指摘している。

「投機的事業体から継続企業への転換 (the transition from venture to going concern) は、記録計算をより主観的なものとし、そして経営者に幅広い会計判断の自由裁量のできる余地を残した。原価の期間への割りあてにおいて、会計士は自らの正確性を大部分、将来の事象に依拠して推定しなければならなかった。棚卸評価と資産の寿命について意見の相異は、報告利益における大きな変化を導びき出すことができた。または産業経営者は、ある期間より他の期間に利益を移しかえることによって、また資産の過大減価償却や資本財の費用化によって、期間の成果を意図的にぼかしあいまいにすることができた。」(p. 98)

このようななかで、会計の「制度化された理論体系 (codified body of theory)」(p. 284) の形成の最初の試みが、客観性 (objectivity)、一貫性 (consistency)、資料の比較可能性 (comparability of data)、対応概念 (matching concept)、歴史的原価評価 (historical cost valuation) を利益測定の基準として着手された。この時期の会計理論の形成は、明確に会計原則を支えるための体系的な論理を構築しようとする意図をもってなされた。ペイトン、リットルトンの共著『会社会計基準序説 (An Introduction to Corporate Accounting Standards)』(1940年) は、アメリカ会計学会の1936年の会計原則を支持する立場で書かれたものであった。アメリカ会計学会の1936年の会計原則の中心的命題は、「会計は、本質的に評価の過程ではなく、歴史的な原価と収益との現在と将来の期間にわたる配分の過程である」とするものであった。ペイトンとリットルトンの共著は、おたがいにまったくことなった理論的前提をもった著者によって書かれたものである。しかし、ペイトンとリットルトンは、「収益力—原価価格でも、取替価格でも、販売価格もしくは清算価格でもない——が企業価値の重要な基準である」(p. 239) という点に合意したのである。会計士の主要な課題は、原価と関連する収益との対応をつうじて利益を決定することである。この場合には、資産価値は、貸借対照表項目の費用への転換とくらべてあまり重要ではなくなった。資産は、未費消の残留原価となり、価値ではなく経過中の原価蓄積分となった。原価は取得原価で記録され、のちの評価はほとんど考慮されないものとなったのである。

B 所得税法と会計

会計制度の形成過程において所得税法のはたした役割は大きい。1900年より1930年代までのアメリカ所得税法が会計の制度的概念におよぼした影響について、チャットフィールドの論述を紹介しよう。

アメリカにおいて、所得税法は1812年の戦争中より提案されたが、しかし、当時、政府の歳入のうち主要なものは関税であった。しかし、20世紀に入ると連邦政府は、歳入の源泉として所得税に注目しはじめた。1909年に16回目の税法改正がなされ、会社所得税は、「特別物品税 (special excise tax)」という題目に偽装されていた。そこでは、5,000ドルをこえる純利益について1パーセントが、「事業を営むために株式会社形態を採用する特権に対して支払われる税金」(p. 206)として決められていた。この税法改正は、いそいで構成され、また悪文であったが、*Flint v. Stone Tracy Co.* 事件における裁判所の判決において支持された。しかしながら、この税法は、当時用いられていた商業会計の方法を無視するものであった。1909年までには、すでに多くの会社は、利益を決定する近代的方法を發展させていた。「発生会計は広く用いられ、ほとんどの会社は設備資産を減価償却し、貸倒債務と偶発債務は典型的に引当てがなされ、そして、多くの企業は自然な事業年 (natural business year) を採用していた」(p. 206)。このような近代の会計方法の発展のなかで、「会社物品税法 (Corporate Excise Act)」は、多くの会計士によって、まったく適用不可能であり、健全な会計原則を破壊するものとして、批判されていた。この時期には、少なくとも部分的に、会計士は、オーソドックスな会計方法の認識に向って税法を転換させることに成功した。「しかし、このことは、税法の条文とその適用を規制する会計解釈との間の以後つづく競合関係のはじまりにすぎなかった」(pp. 206~207)。

1913年に制定された歳入法 (Revenue Act) のもとでは、株式会社は、全ての所得についてもれなく1パーセントの割合で課税された。「1913年の歳入法の基本にある根本思想のほとんどは、今日でも事実上、保持されている」(p. 207)。配当、キャピタルゲイン、未分配利益は課税できるが、贈与、遺産、政府証券の利子は課税されなかった。事業費用、税、利子、偶発損失、貸倒債務、減価償却は控除できるものであった。この場合、課税可能所得の決定にさいして、記載記録を要請することによって、税法は会計に大きく依存するようになった。そのために会計士の仕事は大きく増大した。この時期にいたると「会計方法の選択 (accounting option) と会計理論は、専門外の多くの人達にも重要なものとなった」(p. 307)。

1916年には、歳入法は、納税者に、所得の計算にあたって、法に定められた現金基準かもしくは通常の簿記方法にしたがうか、このいずれかを自由に選択する権限を認めた。第1次世界大戦に入ると、税率は急激に増大し、免税水準は低くされ、超過利潤税 (**excess profit tax**) が課された。「もはや所得税は、それ自体、論争の余地のあるものではなく、必要不可欠のものとなった」(p. 207)

1918年の歳入法は、商業会計実務 (**commercial accounting practice**) にもとづいて作成された税規則としては最初のものであった。1918年以來、どのような税法においても、「会計の承認された標準的方法は、普通、所得を明確に反映するものとみなされるであろう (**approved standard methods of accounting will ordinarily be regarded as clearly reflecting income**)」,そして、その所得は、「帳簿記録において規則的に採用されている会計方法と一致して (**in accordance with the method of accounting regularly employed in keeping the books**)」,計算されるという布告と内容的に同じ表明をなしている (p. 208)。1918年の新しい税規則は、一般に承認された会計方法をおおむね含んでいた。発生会計と会計年度は特別に認められ、実施棚卸も必要な場合には採用できるとした。裁判所の判決も課税所得の会計による決定を支持する傾向をみせていた。例えば、**Doyle v. Mitchell Bros Co.** 事件 (1818年) においては、利益の計上のため、収益からの控除は、税法の特定の条項にもとづくものではなく、会計固有の方法にもとずくべきであると判決している。

1920年代をつうじて、税法の条項は会社方法と理論に同化しつづけていた。公認会計士の税務問題に対する役割は大きくなり、税務裁判所に提出する資料の認可も公認会計士によってなされなければならなかった。1921年の歳入法は、貸倒引当金、欠損の繰延べ、連結申告の使用を認めた。また、1921年の歳入法は、キャピタルゲインに対する最初の特恵的な取扱いを認め、また、インフレーションが保有利得価値を無効なものとしていると認め、資本と利益とを明確に区分した。しかし最も重要なことは、実現原則の普及において税法が大きな影響力をもったことである。すなわち、利益は販売の時点で計上されるとする実現原則は、税法と裁判所判決の影響のもとに生まれたものである。この実現原則は、「資産の期首、期末での実施棚卸をもって利益を決定するという古いアプローチによってかえられた。この変化は1930年までに本質的に完了し、それはまた貸借対照表から損益計算書への会計上の重点が次第に移行したことの反映である」(p. 208)。

このようにチャットフィールドは、実現概念などの1930年代の会計制度の主要な概念が1930年以前に税法の影響のもとに生まれたと述べている。すなわち、「財務会計は税務に影

響をあたえたが、その逆もまた真実である。今日、会計士によって企業の利益決定に用いられている規則のほとんどとは言えないもののその多くは、1913年より1920年までの間に決定された税務事例より生じたのである」(p. 256) としている。いま、実現概念の形成と発展について、裁判所の判決事例を中心にみていこう。

1913年の財務省決定 (Treasury Decision) 2090は、販売と有効な受取債権勘定の存在は実現の十分なテストである、と表明した。最高裁判所は、販売からの稼得のみが所得であり、売却された商品原価と収益を生み出すのに必要な営業費用は、法に決められているものをのぞいて全て控除される、と判決していた。裁判所の判決は、資産は実現するまで歴史的原価にて運用されるという考え方を支持していた。そして裁判所は、稼得利益の測定において、貨幣の受入権は実際の受取収入と等しく、政府は現金にてまだ回収していない所得に課税することはできない、と判決していた。1909年の16回の税法改正のもとで、最高裁は、すでに所得の源泉を確認し、所得が資本とはことなつた別のものであると強調していた。1918年の *Towne v. Eisner* 事件と1920年の *Eisner v. Macomber* 事件において、最高裁は、普通株の株式配当の受入は効果的な実現ではない、そのため、株式配当受入額は所得として課税できるものではない。なぜなら、そのような株式配当は会社財産より何も引き出さず、また投資家の財産に対して何もつげくわえない、と判決した。ヒューズ (Charls Evans Hughes) 判事は、その意見において、所得は、(1) 受取人の富に実際の追加を生み出し、(2) 資本から稼得利益を分離することなく生まれることはない、と強調した。*Eisner v. Macomber* 事件の判決は、後のほとんどあらゆる裁判所の実現テストの先例となった。所得は資本からの分離を必要とするという命題は、税法と会計における一般原則として、今日でもなお有効なものとして残っている。しかし、1920年以降、税務判決は、実現の範囲を現金の受領もしくは受取債権の発生以外の事象も含めるように序々に拡大していった。課税所得は、今や財産所有権 (the legal status of property) に変化が生じた時に実現されるものとなった (pp. 256~257)。

このように、チャットフィールドは、実現概念がすでに1930年以前に所得税法や裁判所判決の影響のもとに、一般に普及していたと指摘している。会計理論において、「実現という言葉の最初の権威ある使用 (the first authoritative use of word realization)」(p. 258) は、1932年のアメリカ会計士協会証券取引所協力特別委員会 (the American Institute's Special Committee on Corporation with Stock Exchange) とニューヨーク証券取引所株市場委員会 (the Stock List Committee of the New York Stock Exchange) の間で

とりかわされた書簡にあらわれた。この書簡では、利益の実現テストは支持され、資産評価は廃止された。このような「純財産の増加 (increase net worth)」より「販売時点での実現 (realization at sale)」への転換にともなって、利益決定は一般的に、費用と収益との対応によってなされるようになった。実現と対応のアプローチは、その計算結果が「客観的 (objective)」であり、「検証可能 (verifiable)」であるという理由によって、アメリカ会計士協会などの団体によって促進されていった。(p. 258).

「1913年以前では、会計実務は初期の税法よりもはるかにすぐれていた」(p. 209)。しかし、チャットフィールドは、すでに1920年代に税法の影響のもとで実現概念が普及していたことにもみられるように、「1920年代の税法は、おおよそ商業会計の水準をおいこしていた」(p. 208)とみている。そればかりではない。「1930年代のはじめには税法は、減価償却と棚卸資産評価のごとき分野において、商業会計をはるかにのりこえるところまで進んでいた」(p. 208)としている。チャットフィールドは、1930年代の会計概念形成の過程を「まずはじめに方法が認められ、つづいてそれを支持する理論が発展する」(p. 209)過程として説明している。とくに後入先出法 (Lifo) を例にして次のように述べている。

1938年には後入先出法棚卸資産評価は、数少ないクラスの納税者に認められ、さらに翌年にはその使用が一般的なものとなった。後入先出法を認める税法条項は、財務報告にも採用される場合にかぎり税務目的にも採用できると表明していた。このような「後入先出法は、物価上昇期に税支払をくりのべる能力がなければ、おそらく財務会計において重要なものとはならなかったであろう。しかし税刺激 (tax incentive) が非常に大きいので、その理論的正当性に関係なく会計目的に対しても広く用いられたのである。このことは、税務上の処理が自らの理論的正当性をつくり出し、現存する会計概念を修正するようにした古典的事例となっている」(p. 209)。このような、減税を合理化する実務がまず形成し、これを会計的に合理化する理論が発展するという過程は、1954年以降の加速減価償却実務にもみられるところである。加速減価償却実務は、「後入先出法と同じように、まず方法が認められ、そしてそれを支持する理論が発展した。公表利益を過少表示する傾向によって、加速減価償却は、税務上の成果と会計上の成果を調整する問題を緊要なものとした」(p. 209)。このような1930年代以降の後入先出法や加速減価償却などの新しい会計実務の形成に対して、会計理論はこれらに対応の概念に包摂し、正当化した。すなわち、「後入先出法、加速減価償却、内部税配分、工事進行基準のごとき実務の革新ですらも、費用と収益の対応の改善のうえに正当化されたのである」(p. 258)。

C 財務諸表公表制度の形成

最後にアメリカにおける財務諸表公表制度の発展について、チャットフィールドの論述を紹介しよう。チャットフィールドは、財務諸表公表制度の発展原因を、株式所有の分散化、会社規模の拡大化に求めている。そして、財務諸表公表制度発展の内容を会計統一化の発展として検討している。

1900年以前において、イギリス、フランス、ドイツの国々では、株式会社法や商事法の規制のもとに、監査された財務諸表が公表されていた。しかし、これらの国々とは対照的に、アメリカの製造会社は、財務資料の公表をまったく経営者の自由裁量にゆだねていた。すなわち、

「経営者は、自ら望むような情報を何でも公表し、そしてそれを自ら好むように作成していた。いくつかの企業は、報告書を変則的に、または会計年度のはるか後になってから公表していた。他の多くの企業は、まったく何も株主に語ることもなかった。独立の監査人の証明を添付した財務諸表を公表するいかなる習慣もなかった。合併情報ですら経営者の観点より、誰れもがわかるように潤色されていた。この点で、少数者によって所有されている会社は最悪のものであったが、しかし、このような会社の多くが最大規模の独占的『トラスト』であったのである」(p. 270)。

1900年までに、約半分の州会社法は、株主へ何らかの報告書を公表するよう規定していたが、しかし、その内容はほとんど、認められていなかった。会計士たちは、このような状況を嘆いていたが、しかし、彼らは、強力な職業組織や会計原則がないため、会社の秘密に挑戦する状態になかった。会計士は、財務諸表公表の政府規定を設けようとくりかえし努力してきたが、失敗した。会計士は、実務の標準化をなすことができず、会計方法の選択は、まったく経営者にまかされていた。鉄道、銀行の規制を支持する大衆の意見は、一般に産業会社を規制する制度とは関係のないもののように思われていた。新しい株式の購入者は、株式の発行会社の設立趣意書よりも、むしろ株式販売をとりあつかう投資銀行家の威信により多くの信頼をおいていた (p. 271)。

1900年以後、産業会社の経済的役割が圧倒的なものとなり、株式所有者が急速に増大するなかで、「会社秘密 (corporate secrecy) は反社会的でありとする気運と、個々の投資家と同様に一般大衆も財務公表 (financial publicity) の擁護を求める気運をはじめて生み出した。アメリカ製造業者は、公開しないのを好む傾向をもちながら、序々に報告実務を改善した」(p. 271)。1930年までには、貸借対照表は以前よりも標準化され、簡略な損益計算書も株

主への年次報告書のなかに含められ、独立の監査人による証明は例外のことではなく普通のこととなった。ユー・エス・スチール会社（United State Steel Corporation）と他のいくつかの会社は、完全公開政策の自発的な推進者となった。しかし、ほとんどの製造会社の経営者は、財務報告をあまり重要なこととは考えておらず、なおも、いかなる会計報告もしない会社が多く存在していた。ほとんどの州会社法の会計報告に関する条項は、19世紀以来、変わらないままであり、また連邦政府の法律もこの問題については沈黙を守っていた。

1920年代にいたると、財務諸表の公表に対して批判的意見を述べる幾人かの論者があらわれた。リプリー（William Z. Ripley）は、年次報告書の研究から、会社がほとんど意のままに公表数値を操作することを許している『『えたいの知れない』会計実務（“enigmatic” accounti practice）』について述べ、統一会計基準の欠如を批判し、連邦通商委員会（Federal Trade Commission）による財務報告の規制を提案した。また、ホクシー（J. M. B. Hoxey）も財務諸表の公表を改良するよう提案していた。パーリー、ミーンズ（A. Berle, Jr, Gardiner C. Means）は、リプリーの仕事を別の面から提案した。パーリー、ミーンズの著書『近代株式会社と私有財産（The Modern Corporation and Private Property）』（1933年）は、『証券法の青写真』とも呼ばれており、証券法の基礎にある思想を示している。パーリー、ミーンズは、現代の株式会社がアメリカの経済を革命的に変化させたために、株式会社の会計制度を含めた公共政策全体もこれに応じて変化させなければならない、とした。

しかし、「重要なことは意見と実際におこなわれたこととを区別することである」(p. 273)。巨大企業に対する批判は流行したが、たいていの場合、その直接的な影響力はほとんどわずかなものであった。批判者の意見に対する大衆的なアピールは、1920年代には低く、1929年の株式市場崩壊後はすどく上昇した。1933年と1934年の有価証券法の成立以前まで、財務報告の内容を改善する組織的な努力が三つの民間団体によってなされた。その民間団体とは、投資銀行家協会（the Investment Banking Association of America）とニューヨーク証券取引所（the New York Stock Exchange）とアメリカ会計士協会（the American Institute of Accounting）であった。

アメリカ投資銀行家協会は、1920年より1927年の間に、産業会社の財務報告書に適用されるための最少限の公表基準を述べた一連の報告書を発表した。投資銀行家協会は投資家に公表される情報を標準化しようと求めたばかりでなく、不正な株式販売に対する公衆の憤慨から正義の投資銀行家を擁護するために州や連邦政府の株式規制を要請した。投資銀行家協会は、連結財務諸表、年次の利益稼得状況の要約、棚卸、運転資本、減価償却の標準的方法を

用いるよう提案した。しかし、これらの勧告のほとんどは、投資銀行家や株式会社に影響力をもたなかった。

この時期に公開問題に対して、大きな影響力をもったのはニューヨーク証券取引所であった。当取引所は、「会社秘密」に反対した長い歴史をもっていた。当証券取引所は、1900年までに、上場しようとする全ての会社に貸借対照表と損益計算書の公表を要請した。しかし、この規則は、常に強制されるものではなかった。1910年には、会計資料の提出を要請されることのない株式をとり扱う非上場部門を廃止した。1922年には、当証券取引所は、株式仲買業者の財務状態に関する情報を集め、また全ての上場会社に正規の財務諸表のコピーを提出するように求めた。1926年までには、当証券取引所に上場している産業株式のうち90パーセントが年々、監査をうけていた。またそれぞれの上場会社は、株主総会の少なくとも50日前に会社財務諸表を含む報告書を株主に公表しなければならなかった。それにつけかわえて上場会社は、半年ごとのまたは四半期ごとの損益計算書の公表を求められた。1930年より1933年まで当証券取引所は、アメリカ会計士協会と、監査の範囲、責任の問題、財務報告にあたっての一般に認められた方法を確立する問題について有名な文通をおこなった。

チャットフィールドは、このようなニューヨーク証券取引所の活動に対して、次のような評価をしている。すなわち、取引所の財務報告に対する規制は、より高度な基準ではあったが、しかし、それは上場会社のみむけられ、その他の改良を最も必要とする非上場の株式会社に対してむけられなかった。また新しい財務諸表公開規制は、すでに上場している会社に対しては適用されず、将来、取引所へ新しく登録するものに対してのみ適用される傾向があった。それに、取引所の公開要請に違反した場合の罰則規定も、実際に罪のきせられるべき会社の内部経営者を罰するものではなく、不十分なものであった、と。(p. 274)

財務諸表の内容を改善する努力は、会計士団体によってもなされた。会計士は、1900年より1930年にいたるまでの間に、所得税と株式市場よりの資本調達が発展するにつれて、アメリカ経済において重要な位置をしめるようになった。職業会計士による会計公開を改善する努力は、二つの形態をとっておこなわれた。第1は、大会社の活動に適合する理論的原理を形成しようとすることであり、第2は、ニューヨーク証券取引所のような強制力をもった団体と協力することであった。

全国的な規模でのアメリカ職業会計士の組織は、1886年に設立されたが、その後の30年間、報告実務を標準化しようとする試みはなされなかった。1917年には、連邦商業委員会(Federal Trade Commission)と連邦財務局(Federal Reserve Board)との支援をも

とに、アメリカ会計士協会は、『統一会計 (Uniform Accounting)』を表明した。これはその表題からして明らかなように、会計の統一化を促進し、財務伝達実務を改善しようとしたものであった。その内容は、銀行信用のために提出される財務諸表の質的改善をめざし、貸借対照表の監査に重点がおかれていた。しかし、この提案は、銀行が貸付をするにあたって財務諸表の監査を要請していなかったことや、また企業家が他の競争者との関係でそのような財務公開を不都合なものと考えていたことなどのために、ほとんど影響力をもたなかった。

会計統一化の気運は、それ以後、序々にたかまったが、しかし、1920年代のおわりまで、会計実務の健全性を決定することのできる会計原則について、いかなる権威ある表明もなされなかった。しかし、1929年の株式市場崩壊後、「実務をささえまた規制する制度化された理論体系 (a codified body of theory to support and discipline practice)」(p. 284)の必要性が緊急なものとなった。

会計原則制定のための最初の重要な努力は、アメリカ会計士協会とニューヨーク証券取引所との緊密な協力のもとになされた。1933年には、証券取引所協力特別委員会は、『会社会計の監査 (Audits of Corporate Accounts)』を表明し、そこでは、次の3つの提案がなされていた。すなわち、(1) 貸借対照表は資産と負債の時価を示すものではないということを出し、財務諸表で用いられている評価方法を公開するよう促進すること、(2) 損益計算書の重要性を強調すること、(3) 一般的承認を公正にうけた一定の幅広い会計原則に合致するよう上場会社に要請すること、というものである。また、それには、ニューヨーク証券取引所の勧告も含まれており、その勧告には、1933年2月1日以降、上場会社の財務諸表は独立の公共会計士の監査証明を添付しなければならない、としていた。このような提案をうけて、アメリカ会計士協会会計手続委員会 (American Institutes Committee on Accounting Procedure) は、「会計原則によって課された規制にしたがって、各々の会社は自らの経営に最も適合した方法を採用する」(p. 286)ことを認めた。また監査人は自らの監査意見に対してのみ責任があり、財務諸表の内容そのものに対しては責任を負わないとした。この決定を実施するために、1933年の標準監査証明書には、「認められた会計原則 (accepted principle of accounting)」の用語が含まれた。この用語は、のちに「一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles)」という表現にあらためられた。

チャットフィールドは、しかしながら、このようなアメリカ会計士協会とニューヨーク証

券取引所との協力による財務公開統一化の努力は、アメリカ産業経済に十分な影響力をもたなかった、としている。会計方法のほとんどいかなる要約書も証券取引所や株主に提出されることはなかったし、また、「一般に認められた会計原則」の表明もすぐにはなされなかった。特定の問題を解決できる概念的枠組についていかなる合意も存在しなく、そのために、実務家は論議のある問題について容易に一致を見出すことができなかった。このような状況のもとでルーズベルト（Franklin Roosevelt）の大統領就任と証券法の制定がなされた。いまや、会計士協会の財務公開政策は、連邦政府の政策にとってかえられた。

1933年には証券法（Security Act）が制定された。これには、株式会社は新株発行にさいして連邦商業委員会に登録しなければならず、また、登録にあたって、株式会社は独立の公共会計士の監査証明のついた財務諸表を公表しなければならない、と規定していた。1934年の証券取引法（Security Exchange Act）は、証券取引委員会（Security Exchange Commission）を創設し、この委員会の規制のもとに、株式会社はすでに上場している株式の所有者や仲買業者に会計情報を公表しなければならない、とした。1933年の証券法の11項には、監査人の責任を思いきって増大する規定がなされている。公認会計士による無意識の見落とし、誤表示も、意図的などまかしと同様に罰することができた。また連邦商業委員会に会計用語と会計方法を規定する権限を与えた。このように会社会計の統一制度を導入する権限を、議会は政府の一部局に与えたのである。しかし、このような証券法の要請は、証券取引委員会によって実施されず中止された。その理由は、証券取引委員会が大会社の会計実務を直接、監査するに十分な資料をもっておらず、また決して持つことができると考えられなかったからである。また、証券業界の自主規制の努力は、政府規制にかわりうる有効なものと考えられたからである。そのため、以前よりいくらかせまい範囲内で、会社経営者が会計方法を選択することを認めるようになった。かくして、公表財務諸表の証明は、再び会計専門家の手にゆだねられるようになったのである（p. 277）。

財務報告を標準化するために、一定の「原理体系（a body of doctrine）」を提供しようとする動きは、1936年のアメリカ会計士協会『独立公共会計士による財務諸表の検証（Examination of Financial Statement by Independent Public Accountants）』の表明となってあらわれた。この表明は、投資家目的の会計報告を強調したものであり、また「会計理論の最近の発展を監査と結びつける最初の試みをしたもの」（p. 135）であった。ここでは、継続企業、一貫性、原価基準評価、損益計算書への原価の転換が貸借対照表に保持されている残高より重要であるという思考と関連して、会計監査の理論が構成されている。

2 アメリカにおける会計制度形成についてのコメント

以上、チャットフィールドの『会計思想史』より、アメリカにおける会計制度の形成過程についての論述を紹介してきた。チャットフィールドの論述においては、アメリカ近代会計制度成立について、これまでの通用の学説とことなった新しい命題をみいだすことはできない。しかし、1900年より1930年にいたるまでのアメリカにおける会計現象の変遷過程を多面的でかつ詳細に展開している。したがって、それはアメリカにおける会計制度形成の客観的意義をさぐるうえで、一つの研究素材を提供している文献と言えよう。会計制度形成の客観的意義についての全面的な検討は別稿にゆずるとして、本稿では、チャットフィールドの論述と関係して、それに若干のコメントをつけくわえることにする。

まず第1に、チャットフィールドは、アメリカにおける資産評価論の歴史を検討している。ここでは、1900年より1930年までのアメリカにおける資産評価実務と理論が論述されている。チャットフィールドの論述では、資産評価実務が資産評価論に照応していなかったとしている。すなわち、「実務が理論に照応していないことは、今世紀の評価問題のきわだった特色である」としている。チャットフィールドの資産評価論の検討の特徴は、ハットフィールド、ペイトンなどの論理のなかから資産評価に関する部面だけを抜き出して、これを現実の資産評価実務と対応させて検討していることである。このような各々の論者の論理体系のうち資産評価に関する部面だけをとり出して検討するというあり方は、決して会計理論の実務に対する役割を明らかにすることはできない。評価論は、一定の論理体系に包摂されたものであり、その論理体系への包摂のあり方において、現実の会計実務を全体として合理化し弁護しているのである。すなわち、ハットフィールドの継続企業評価概念は、所有主理論の論理体系に包摂されたものであり、ペイトンの時価主義評価論は企業実体論の論理体系に包摂されたものであり、各々、資産評価論が特定の論理体系に織り込まれることによって、全体として、現実の会計実務を合理化しているのである。その時代に受け入れられた会計理論の資産評価概念と個々の会計実務とが、たとえ照合しないとしても、その会計理論の会計実務に対する合理化機能は否定されるべきではない。したがって、1900年より1930年代までの資産評価論は、資産評価論の特定の論理体系への包摂のあり方、そしてそれが全体としてもつ現実の会計実務に対する合理化作用に焦点をあてて検討がされなければならないと思われる。

第2に、チャットフィールドは、アメリカにおける所得税法の展開とその会計に対する影響について検討している。ここでは、企業所得の決定が「承認された標準的な会計方法」に

依存するという税法の企業会計への依存関係が税法上においても確認されるようになった歴史過程と、そして、さらには、税法そのものが新しい会計概念を生み出すようになった歴史的事実について述べられている。1918年以降、所得税法の企業会計への依存関係が税法の条文においても確認されたが、このような条文規定は、ますます、「承認された標準的会計方法」とは何であるか問題としたことであろう。このような税法と企業会計との関係は、会計理論の制度的性格を理解する一つのヒントが含まれていると思われる。すなわち、所得税法が依存する会計方法とは、もはや、各々の個別の企業が採用するあれこれの会計実務ではなく、明確な理論、概念に裏うちされた会計方法でなければならない。企業所得の決定が一般に合意され、承認されうるものとなるには、企業所得の決定において採用された会計方法も一般に承認されるものでなければならない。企業所得決定そのものを合理化する会計方法を権威づけ、社会的にも承認されるものとするために会計理論は成立する。このように、会計理論は、企業所得決定を支える会計方法に関連した理論である。会計方法をより一般的に承認され、合意されうるものとするには、会計理論は、「制度化された理論体系」となる必要がある。少なくとも、1918年以降、一つには税法の条文とも関連して会計の「制度化された理論体系」の必要性が熟成していたと考えられる。

しかし、以上のことは、会計実務と会計理論が客観的な企業所得を決定するために存立していたということにはならない。企業所得は、税法によって承認された制度的な企業所得であり、現実の企業の利潤ではない。この制度的企業所得は、何によって本質的に規制されて成立すると言えば、それは、採用された会計方法によって計算の事後の結果として成立するとは言えない。より規定的には、資本主義の経済法則に規定された企業の経済的関係のもとで成立するのである。独占体の制度的企業所得は、会計計算によって決まると言うよりも、独占体の支配的位置、その経済的関係のもとに規制されて、本質的には成立する。非独占の制度的企業所得も同様に、非独占のおかれた客観的位置に規制されて成立する。会計実務は、このように経済法則に規制されて本質的に成立をみている制度的企業所得を会計特有の形式によって合法化し正式化し、企業所得の制度的現象を現象として実現せしめるのである。会計実務がこのような機能を十分に発揮するためには、一定の「制度化された理論体系」に裏うちされる必要性が出てくる。独占資本主義のもとで、会計理論は、課税などの経済現象を合理化し、現象としての成立を実現させるために、ますます制度的な理論となるのである。したがって、資本主義の会計理論は、何らかの現実を明らかにしたり、分析したりするといったものではない。当初より資本主義の税、配当の現象を合理化する制度的性格をもっている。

会計理論の制度的性格について、チャットフィールド自身ももっとも赤裸々な事例を示している。すなわち、後入先出法や加速減価償却にみるように、まず減税の合理化のための「方法が認められ、つづいてそれを支持する理論が発展する」過程がそれである。会計実務は、税、配当などの現象を合法的なものとして正式化する手段的形式であり、会計理論は、この手段的形式を支持するための制度的論理である。このような会計理論形成の歴史的事実的過程は、会計理論の制度的性格を誰の目にも明らかにしている。

最後にチャットフィールドは、財務諸表公表の問題について述べている。ここでは、企業の財務諸表の公表が株式所有の分散化とともに発展してきたこと、そして財務諸表公表制度の発達史が同時に会計統一化の進展の歴史であったことが述べられている。財務諸表の公表が株式所有の分散化と投資家を中心とする利害関係者と企業との良好な関係を維持する必要から生まれてきたとする見解は、財務諸表公表についての通用の一般的な理解である。しかし、株式所有の分散化、投資家保護は、企業の財務諸表公表にあたっての理由づけであり、単なる論理にしかすぎない。財務諸表公表の客観的な資本主義的機能を示しているものではない。財務諸表公表制度は、資本主義の配当、税などの経済現象と深く結びついたものである。配当、税などの経済現象が成立しないところでは、財務諸表の公表制度は存立しえないとも言えよう。企業は、配当、税などの経済現象を合理化するために、会計計算によってそれらが算出されたかのような外観をとる。しかし、単に会計の実務によって企業が個々ばらばらに自らの配当、税を合理化する状態はおのずと限界が生じる。ここに、資本の側から積極的に財務諸表を公表して、配当、税などの経済現象を合理化する必要性が出てくるのである。さらに、税、配当などの経済現象の合理化のために財務諸表の公表がなされるばかりでなく、さらに強い合理化機能を発揮するために、財務諸表公表の形式そのものが制度化され統一化されることが必要となってくる。この場合の会計の統一化といっても、その内容としては企業に弾力的な代替実務の選択を大幅に認めるものであるが、しかし会計の統一化という名目のもとに、税、配当の経済現象は合理化されるのである。このように、資本主義のもとでの財務諸表の公表は、何らかの経済的実態を明らかにするものではなく、税、配当などの経済現象の合理化をその本質的機能とする制度的な形式である、と理解されなければならない。

以上、チャットフィールドの論述の紹介に関連して、資本主義企業会計分析の視点を述べてきた。問題は、アメリカ会計制度の具体的な検討のなかで、以上の分析視角を具体化することである。本稿はそのための準備作業である。